

韓国の社会福祉法人と評価制度 —「ソウル市社会福祉施設運営法人認証制度」から—

高橋 明美*

韓国では、国家による社会福祉体制がほとんど整わなかった時代から、個人の善意や外援機関の支援によって、民間での社会福祉実践活動が行われてきた。1970年の社会福祉事業法の制定により社会福祉法人が創設され、2000年代以降社会福祉サービスの拡大とともに発展してきたが、現在は他法人や個人、公的第3セクターとの競争が発生しており、厳しい経営環境にある。

韓国においては、事業運営の適正化とサービスの質の向上を促進するためのいくつかの社会福祉施設評価制度がある。2017年に始まったソウル市の「社会福祉施設運営法人認証制度」は、社会福祉法人そのものに焦点をあて、法人本部の運営体制の確立と、社会福祉法人の経営に大きな役割を果たしている後援金について、透明性を強調している。基準に適合した社会福祉法人に「認証」を与えることで、適正化や質の向上のみならず、信頼性を向上させ後援金を集めやすくして安定的な経営につなげる意義もあると考察できる。また、認証を受けた社会福祉法人については、「多角化」、「大規模化」といった特徴があり、今後の社会福祉法人経営の方向性が示唆された。

Key words : 韓国社会福祉法人, 後援金, 社会福祉法人認証制度

I. 研究の目的

日韓両国に同一名称の「社会福祉法人」があり、社会福祉事業の実施を行っている。

日本では、1951年の社会福祉事業法により社会福祉法人が創設され、その後措置制度による福祉サービスの拡充とともに社会福祉法人も拡大・発展し、福祉サービス提供の中核を担ってきた。しかし、2000年の社会福祉法改正で、福祉サービス供給主体の多元化が図られるとともに、社会福祉法人も自律的な経営が求められるようになった。そして、2016年の社会福祉法の改正により、ガバナンスの強化や運営の透明性向上、地域への貢献を柱とした社会福祉法人改革が進められている。

韓国においては、1970年の社会福祉事業法制定

と同時に、社会福祉事業の実施を目的として社会福祉法人が設立された。しかし韓国もまた、2021年の韓国社会福祉経営学会秋季大会のテーマが「社会福祉法人の運営効率化方案」であったように、社会福祉法人の経営に関する議論がある。さらに、革新政権であったムン・ジェイン前政権は福祉サービスの公共性の強化をすすめ、公的な第3セクターである「社会サービス院」を設立して社会福祉施設の運営を進めており(高橋2020)、社会福祉法人の意義が一層問われている状況にある。

韓国の社会福祉法人および経営については、羅(2012)が老人長期療養保険制度(筆者注:日本の介護保険制度。以下「療養保険」とする)の導入以降福祉市場化が進んだとし、高齢者福祉施設を経営する社会福祉法人を対象にインタビュー調査を

* 人間学部人間福祉学科

実施した結果、市場競争意識が強くなる一方で存在意義が希薄化したと指摘している。洪（2019）は韓国の入所施設の運営高実態について質的調査を実施し、2012年の社会福祉事業法改正により、それまで社会福祉法人のみに適用していた財務・会計規則を民間事業者に適用範囲を拡大したことで、表面上は営利化を推進しながらも、法制度面および施設サービスの現場では実質的に非営利化が進行していったという。

このような状況下、韓国のソウル特別市（以下「ソウル市」とする）では、社会福祉法人そのものを評価する「社会福祉施設運営法人認証制度」を2017年から実施している。韓国には既に社会福祉施設に関する評価制度がある中で、なぜ新たな制度を作ることになったのであろうか。またその意義や目的はどこにあるのだろうか。

本稿では、韓国の社会福祉法人制度についてその沿革や概要を明らかにするとともに、ソウル市の「社会福祉施設運営法人認証制度」の意義を考察し、今後の韓国の社会福祉法人経営に求められる方向性を探ることを目的とする。

II. 研究方法および倫理的配慮

本稿は文献研究である。日韓両国の先行研究や行政資料から、韓国の社会福祉法人と社会福祉施設に関する評価制度を概観する。その後ソウル市の社会福祉施設運営法人認証制度の内容を確認し、意義を考察したのちに韓国の社会福祉法人の経営の方向性を探っていく。なお、本稿は先行研究や行政資料等公開資料を基に研究を進めており、個人情報などは扱っていない。また研究に際しては、日本社会福祉学会研究倫理規定を遵守している。

III. 研究結果

1 韓国の社会福祉法人制度

(1) 社会福祉法人制度の沿革

韓国は1945年の日本の敗戦とともに日本の植民地支配から解放されたが、国家体制が整わないまま1950年に朝鮮戦争が勃発した。1953年の朝鮮戦争休戦後は、1962年から経済開発5か年計画

が実施されて経済・社会状況は改善していったが、福祉に関しては「1970年代中盤までの第一段階の時代は国家社会福祉がほとんど発達しなかった」（한국사회복지협의회2012：50）状態で、代わって外国の宗教団体等が中心となった「外援機関」が社会福祉事業を実施、支援していた。

代表的な外援機関としては、「KAVA（Korea Association of Voluntary Agencies：外国民間援助団体韓国連合会）」がある。「KAVA 会員は、戦後復旧期を過ぎながら着実に増加し、1970年代初頭には13カ国、120機関に拡大した」、「KAVA 会員団体は、戦争難民に対する緊急救援から、戦後復旧事業で現金及び物資を支援しており、従来の慈善と博愛事業を超えた専門社会事業の理論と技術を適用するなど韓国社会福祉の発展に寄与した」（서울특별시사회복지협의회2017：113-114）と評価されるように、韓国の福祉はこの外援機関なしには成り立たなかった。そして「外援団体による社会福祉事業が1970年代中盤まで継続」（한국사회복지협의회2012：51）している中、1970年社会福祉事業法が制定、同年施行され、第2条（定義）②において「社会福祉事業を行うことを目的に設立された法人、または連合体」として、社会福祉法人が創設された。

これにより、国や地方自治体からの社会福祉施設への補助が開始されたが、主として施設入所者への生計補助という観点であり、人件費を含めた施設運営経費は社会福祉法人自身が調達する必要があった。具体的には理事長等が私財を投入するか、前述の外援機関や韓国内からの後援金（筆者注：寄附金）を充てていた。社会福祉事業法施行後の1974年に施設運営経費の調達先を調べた資料では、国や地方自治体の補助は48%、外援機関29%、法人収入15%、その他8%となっており（保健社会部社会保障審議会1974）、国や自治体の補助金だけでは施設が運営できず、外援機関の支援が大きかったことがわかる。

社会福祉法人の創設について、キム・ヨンジョンは、「社会福祉事業法は、ただ厚生事業を遂行する財団法人の実体を社会福祉事業と社会福祉法人という概念と名称に転換し、統制レベルを行政指示や訓令で法制次元に格上げさせた以外になっ

た」(김영중2018)と、支援や助成よりも統制の側面が強かったと指摘する。実際に、やや古い資料ではあるが、2015年に韓国保健社会研究院が実施した調査をみると、社会福祉法人が増えるのは1990年代以降であり、特に2000年代にはいつからの設立数が全体の49.3%を占めている(表1)。ここからは、社会福祉法人創設時は既存団体が転換した程度の設立数であり、「社会福祉供給サービス対象の拡大、施設設置の拡大と歩みを同時」(김영중2018)に社会福祉法人が拡大、発展してきたことを示している。

だが、社会福祉法人創設後も、日本のように国家による財政負担で社会福祉事業が推進されたわけではない。キム・ジンウ(김진우2014)が「社会福祉事業法が制定されても社会福祉事業に対する国家責任が明記されたわけではなく、1983年の改正まで待たねばならなかった」というように、社会福祉事業は依然として民間主体で実施する状況が続いていた。

韓国では1990年代末まで、社会福祉法人などが公立社会福祉施設を受託・運営する際は、施設運営経費の20%を義務的に負担する必要があるが、社会福祉法人などの経営を圧迫していたが、これも社会福祉法人創設時の考えがそのまま引き継がれているとすれば理解できる。なお、この負担金に

ついては政府の補助金率が上昇し、社会福祉法人の負担割合は減ってはいるものの今でも残っている。また施設受託金で法人運営経費を支出することは現在でも許されていないことから、現状でも、「韓国の社会福祉事業は国家責任ではあるが、社会福祉法人の実施する社会福祉事業は民間が自主的に実施している事業」という位置づけにあると言える。

(2) 社会福祉法人制度の現況

1) 社会福祉法人の概況と事業範囲

2020年6月現在、韓国の社会福祉法人は2,991法人あり、その内訳は施設法人が2,714、支援法人は277である。施設法人とは、社会福祉施設を設置・運営する目的で設立された社会福祉法人であり、支援法人とは施設の設置運営を目的とせず、社会福祉事業を支援する目的で設立された法人をいう。なお、社会福祉事業法上は、この2つは区別されず「社会福祉法人」とされている。また社会福祉法人は、基本財産が必要な財団法人であるとともに、「公益法人設立および運営に関する法律」の適用を受ける特殊目的法人である(보건복지부2022:5)。

社会福祉法人の事業範囲である社会福祉事業については、社会福祉事業法において以下のように示されている。

表1 設立年代別社会福祉法人数

表1 設立年代別社会福祉法人数		
設立年代	機関数(ヶ所)	比率(%)
計	1,488	100
1940年代以前	25	1.7
1950年代	168	11.3
1960年代	65	4.4
1970年代	80	5.4
1980年代	109	7.3
1990年代	308	20.7
2000年代	583	39.2
2010年代	150	10.1

注:欠損値3

出典:『사회복지법인의 재정운용실태와 제도개선 방안』(2015) 고경환·이상신·노연희·최요한·백승진·우민희 한국보건사회연구원 P97 表4-3 筆者訳(原文ママ)

社会福祉事業法 第2条 定義

1 「社会福祉事業」とは、次の各目の法令による保護、善導または福祉に関する事業と、社会福祉相談、職業支援、無料宿泊、地域社会福祉、医療福祉、在宅福祉、社会福祉館運用、精神疾患およびハンセン病者の社会復帰に関する事業など、各種福祉事業とそれに関連するボランティア活動および福祉施設運用、または支援を目的とする事業を言う。

社会福祉事業法に規定する法令は、表2のとおりである。なお表2中の「大統領令で定める事項」とは、社会福祉事業法施行令第1条の2に定められた「健康家族基本法」、「北韓離脱住民の保護および定着支援に関する法律」、「自殺予防および生

命尊重文化醸成に関する法律」, 「障害者・老人などに対する補助機器支援及び活用促進に関する法律」をいう（보건복지부2022：4）.

表2 韓国における社会福祉事業に関する法律

	法律名		法律名
1	国民基礎生活保障法	15	農漁村住民の保健福祉増進のための特別法
2	児童福祉法	16	食品等寄附活性化に関する法律
3	老人福祉法	17	医療給与法
4	障害者福祉法	18	基礎年金法
5	単親家族支援法	19	緊急福祉支援法
6	乳幼児保育法	20	多文化家族支援法
7	性売買防止および被害者保護等に関する法律	21	障害者年金法
8	精神健康増進および精神疾患患者福祉サービス支援に関する法律	22	障害者活動支援に関する法律
9	性暴力防止および被害者保護等に関する法律	23	野宿者等の福祉および自立支援に関する法律
10	養子縁組特例法	24	保護観察等に関する法律
11	日帝下日本軍慰安婦被害者に対する生活安全支援および記念事業等に関する法律	25	障害児福祉支援法
12	社会福祉共同募金会法	26	発達障害者権利保障および支援に関する法律
13	障害者・老人・妊産婦等 便益増進保障に関する法律	27	青少年福祉支援法
14	家庭暴力防止および被害者保護等に関する法律	28	その他大統領令で定める事項

筆者注：26「発達障害者」とは、日本の「知的障害者」をいう。

出典：보건복지부（2022）『2022 시화복지법인 관라안내』 P4より筆者作成

2) 社会福祉法人の設立と機関

社会福祉法人の設立にあたっては、社会福祉事業法第16条に基づき、定款を作成して主たる事務所がある市・道知事の許可を得る必要がある。なお財産出捐基準としては、ソウル市の場合には現金、不動産、株式、債券など20億ウォン（筆者注：10ウォン≒1円）である（서울시2021：7）。

その後、社会福祉事業法第16条第2項に従い、目的や名称などの一般的な内容のほか、収益を目的とする事業がある場合にそれに関する事項を定款に記載し、所轄庁の許可を得た後に、法人登記を行い社会福祉法人の設立となる。

社会福祉法人の機関としては、社会福祉事業法第18条にしたがって、理事および理事会と監事を置く必要がある。理事会は理事により構成され、定款に定める方法で理事の中から理事長を互選する。理事は、法人を代表し法人の業務を執行する必須機関である。理事の定数は、代表理事を含ん

で7名以上であり、任期は3年で再任も可能である。なお、外国人理事は定員の2分の1未満であり、理事のうち「特別の関係があるもの」は定員の5分の1を超えることができない。また理事のうち3分の1は「外部推薦理事」でなければならない。

外部推薦理事とは、各自治体の地域社会保障協議体から推薦される理事であり、知的障害者施設内での虐待事件が契機となり、社会福祉施設運営への透明性や公正性を高める目的で2012年から始まっている。自治体によっては、外部推薦理事を市民から公募しているところもある。法人は、3倍数推薦される外部推薦理事候補者の中から、理事の3分の1相当数を必ず選任する必要がある。なお、この虐待事件は「トガニ事件」と言い、知的障害者施設での性的虐待を関係者が告発し、2007年に判決が確定したのち、2009年に小説化、2011年に映画化され、人気俳優が演じて全国的に大き

な関心を呼んだ。

監事は、法人の財産と業務の遂行状態を調査監督する必須機関であり、2名以上置かねばならず、任期は2年で再任も可能である。

これら役員については、任命をした後市長や道知事に報告する義務がある。

3) 社会福祉法人の経営環境

日本では、入所施設を中心とした第1種社会福祉事業は、国・地方公共団体・社会福祉法人が設

置・経営することが原則となっているが、韓国においては大きく異なっている。

韓国では1997年に社会福祉事業法が改正され、一部無料施設を除く社会福祉施設は、株式会社を含むすべての主体が設置できるようになった。表3は、韓国の社会福祉施設運営主体を示したものであるが、ここからは社会福祉法人が他の法人や個人と競合しながら事業を展開していることがわかる。

表3 社会福祉施設運営主体の現況(2020年12月末現在)

単位：ヶ所

区分	全施設数	自治体設置/運営			民間設置/運営施設				
		小計	直営	委託	小計	社会福祉法人	其他法人	団体(法人外)	個人
計	60,087	8,041	630	7,411	52,046	6,347	5,251	675	39,773
老人	13,940	1,002	95	907	12,938	2,367	1,374	124	9,073
児童	5,613	686	102	584	4,927	727	800	282	3,118
障害者	3,880	730	13	717	3,150	1,617	1,060	42	431
精神保健	428	0	0	0	428	181	86	70	91
ホームレス	145	40	3	37	105	47	34	3	21
結核及びハンセン病	6	1	0	1	5	3	0	2	0
地域自活センター	250	250	10	240	0	0	0	0	0
社会福祉館	473	374	28	346	99	89	10	0	0
保育園	35,352	4,958	379	4,579	30,394	1,316	1,887	152	27,039

出典：보건복지부『2021 보건복지통계연보』(2021) P270-271 表5-1-7 사회복지시설 운영주체 - 시설 종류별 筆者訳

2008年に導入された療養保険制度でも、療養施設(筆者注：特別養護老人ホーム)については、全国3,850施設のうち自治体設置が107施設、法人設置が1,201施設、個人設置が2,534施設、その他8施設(국민건강보험공단2021：744)であり、個人経営の施設が圧倒的に多く、個人との競争が激しくなっている。

しかし一方で、日本で社会福祉法人に対する「イコールフットイング」の論議があるように、韓国でも「傾いた運動場」という表現で、「蓄積された資産(財産、歴史)を通じた市場競争の利点がある」(김영중2018)と、民間法人に比して社会福祉法人の事業展開の優位性があると指摘する声もある。

さらに革新政権であったムン・ジェイン前政権

は、免職されたパク・クネ政権の負の部分を一掃するという「積弊政治の精算」の一環として、国民の関心も高く、従事者も多い福祉分野における公共性の強化を前面に押し出し、地方自治体に「社会サービス院」という第3セクターを設立させて、公立社会福祉施設の運営を委託している(高橋2021)。

社会サービス院は、2019年にソウル・テグ等4ヶ所での試行設置を皮切りに(高橋2021)、2022年8月現在、17の道・広域市中、14の道・広域市に設置、あわせて183の社会福祉施設を運営しており(사회서비스원ホームページ「시도사회서비스원현황」)、未設置の自治体についても2022年中に設置を予定している。

これらから、韓国では社会福祉施設運営主体の

多元化は日本以上に進み、社会福祉法人のみならず、他法人や個人との競争そして公的第三セクターとの競合が発生していることがわかる。また、前述のとおり、社会福祉法人の運営経費は自主的に調達せねばならないこともあり、社会福祉法人は日本以上に厳しい経営環境にあるといえるだろう。

2. 社会福祉施設評価制度の概要

(1) 社会福祉施設評価制度導入の背景と概要

韓国の社会福祉施設の運営主体については、「行政（あるいは公社・公団まで）が公であり、それ以外は民」（高橋2019）という意識が強くある。また、「民」が運営する社会福祉施設での不適切なケアが度々報道される（例：2022年8月19日KBSニュース「障害者居住施設で社会福祉士が暴力」）ほか、政府から『社会福祉法人・施設不正事例集』が発刊されるなど、社会福祉法人を含む民間が運営する社会福祉施設への不信は根強く、公金を投入した社会福祉施設を民間事業者が運営する際には、公正性や公共性を示すことが求められている。

これらの不正や不適切なケアの防止および公共性向上に対する方策として、韓国では各分野別に「福祉施設評価制度」を設けている。保育分野では「乳幼児教育法」第30条「評価認定」、療養保険で

は「長期療養保険法」第54条に基づいて、施設評価が行われている。

1) 療養保険制度における「施設評価」

療養保険制度では在宅と入所施設を交互に、3年に1度全数調査で行われる。公団職員と学識経験者などが3人一組で施設を訪問し、公表された評価マニュアルに沿って書類の有無や内容を確認するほか、入所施設では規模に応じて利用者面接も行っている（高橋2021）。入所施設の場合、評価項目は、機関運営、環境及び安全、受給者権利保障、給付提供過程、給付提供結果の5分野において50指標が示されており（국민건강보험공단 2021:14-18）、例えば老人療養施設における機関運営についての評価項目は、表4のようになっている。西下（2022）はこの療養保険制度における施設評価について、施設および在宅の評価内容と結果について詳細に分析し、「客観的評価情報を事業者にフィードバックすることにより、各事業者が介護サービスの質を上げる動機付けにしてもらうことにある」とその目的を述べるとともに、個人経営の場合の評価点数が総じて低いことから、「個人経営の訪問療養事業者及び昼・夜間保護事業者を統合させ、利用者数を増やすこと」が質の向上につながると指摘している。

表4 老人療養施設における機関運営に関する評価指標

			評価要素		項目	
			1	2	3	
機関運営	機関管理	運営原則 および 体系	1	運営基準	機関運営に必要な運営基準を作成し、それに従って機関運営している	
			2	運営計画 および評価	年度別運営計画に従って機関を運営し評価のちそれを年度計画に反映している	
			3	運営委員会	運営委員会を定期的に開催し、その結果を機関運営に反映している	
	人的資源 管理	人的管理	4	人員基準	人的基準を遵守している	
			5	人員追加配置	人員を法的基準より追加配置して運営している	
			6	経歴職	該当機関に2年以上勤務している職員の比率が高い	
			7	人的資源開発	職員の力量強化のために教育など人的資源開発に努力している	
			職員の 厚生福祉	8	健康診断	職員の健康管理のための定期検診を毎年実施している
				9	職員健康管理	職員の健康管理のための努力をしている
		10		職員の福祉向上	職員の福祉向上のための努力をしている	
		資源活用	地域社会 資源活用	11	職員の権益保護	職員の権益を守るための努力をしている
				12	地域社会資源活用	地域社会資源活用を通し、受給者に多様なサービスが提供できるよう努力している

出典：국민건강보험공단（2021）『2021년 장기요양기관시설급여（노인요양시설）평가매니얼』P14より筆者作成

2) 社会福祉施設評価制度

社会福祉館や老人福祉館など、療養施設および保育所以外の施設については、社会福祉事業法を根拠とし、施設運営の効率化と利用・生活者へ対するサービスの質の向上を目的として、1998年から社会福祉施設評価が行われている。年度ごとに評価対象施設は変わり、2022年度の対象は老人福祉館、社会福祉館、障害者居住施設、障害者職業リハビリ施設、児童生活施設で、これまでの累計評価件数は、10,809件である（중앙사회서비스원ホームページ「기별평가추진현황」）。

保健福祉部および中央社会サービス院が発行している評価指針に基づいて、流れを確認していく。評価はまず対象施設が「社会福祉情報システム」に自己評価を入力した後調査チームが訪問（6時間）して現状調査を行う。その後、評価結果の分析と公開という流れである。なお、訪問調査時は施設長および職員へのインタビューも実施する。

評価結果が優秀な施設（上位施設、品質改善施設）にはインセンティブが提供され、未達の場合はコンサルティングの支援がある。また、低評価がついた場合は、領域別に力量強化研修の支援がある。なお、初回評価の際は、評価にあたりコンサルティングチームによる支援も受けられる。

評価内容は、施設・環境、財源・組織、プログラムおよびサービス、利用者の権利、地域社会関係、施設運営全般（インタビュー調査）となっている。

法人の経営に関する評価内容である「財源・組織」について、今年度の評価対象である老人福祉館の評価項目をみると、①事業費比率、②後援金比率、③会計の透明性、④社会的価値、⑤職員充足率、⑥職員勤続率、⑦職員教育活動費および内外研修参加時間、⑧職員採用の公正性、⑨施設長および最高中間管理者（部長）の専門性、⑩職員教育、⑪職員福祉、⑫職員の権利および人権保護、⑬機関運営、⑭運営計画書の実行程度、⑮職員の給与水準に関する努力、⑯老人福祉館のサービスの質向上のための自治体の努力の16項目について、計算式から算定された数値や、客観的な資料に基づいて評価を行う（以上보건복지부・중앙사회서비스원2022: 51-79）。なお老人福祉館とは、高齢者の生涯教育や居場所確保、健康増進などの活動

を行う施設であり、ほとんどが公設民営方式で運営されている。

3) 地方自治体による評価

ーソウル市「ソウル型良いトルボム認証制度」

社会福祉施設評価には、地方自治体が独自で行うものもある。ソウル市では、「ソウル市長期療養機関良いトルボム認証制運用に関する条例」を策定し、ソウル市長期療養機関の運営およびサービス全般の審査を通じ、基準を充足した場合に公認する独自の認証制度である「ソウル型良いトルボム認証制度」を2009年から実施している（서울시ホームページ「서울형 어르신돌봄시설 좋은돌봄인증제」）。

なお、「トルボム」とは韓国の固有語で、手助け、ケア、支援など幅広い意味を持つが、それを正確に表す日本語はないため、本稿では韓国語のまま「トルボム」と表記する。

この認証制度は療養保険制度下の施設を対象とし、2009年にソウル型デイケア（筆者注：デイサービスセンター）、2015年に老人療養施設、2016年に共同生活家庭（筆者注：小規模な老人ホーム）およびソウル型医療福祉施設と対象を拡大してきた。2022年1月現在、デイケア191施設、老人医療福祉施設49か所、訪問療養（筆者注：訪問介護）5施設の計245ヶ所が認証を受けている（서울시ホームページ「서울형 어르신돌봄시설 좋은돌봄인증제」）。認証施設にはソウル市からの補助金が給付されるほか、ソウル市のホームページでの公表や看板の配布がされている。

3. ソウル市「社会福祉施設運営法人認証制度」

(1) 導入の経過

ここまで見てきたように、韓国では国家レベルでも、地方自治体レベルでも様々な施設評価制度を設けているが、これらは個々の「社会福祉施設」に対するものであった。

韓国の首都であるソウル市には、2021年末現在、全国で最も多い312社会福祉法人（施設経営214、支援法人88）が存在する（보건복지부2022: 5）。ソウル市では、2015年から「福祉インフラ公共性強化に関する研究」を開始し、「社会福祉予算の拡大と同時に、領域で社会サービスを長い間担当し

てきた社会福祉法人に対する関心と公共性強化への要求が大きくなった」（윤희숙2017）ことから、2017年に「社会福祉施設運営法人認証事業計画」を策定し、社会福祉施設運営法人認証制度（以下「認証制度」）を開始している。

認証制度に関する条例はなく、社会福祉事業法第1条の2 第2項に基づいて、「ソウル市社会福祉施設運営法人の経営全般および専門性と責任性関連基準を設定して審査を通じて基準を充足する場合、これを公認する制度」であり、その目的は「法人の責任と権限を明確にし、法人運営の専門性と透明性を向上する。社会福祉施設運営法人の公共性強化に寄与し、参加法人のイメージを向上する」（서울시복지재단2022：7）ことである。

2017年に6法人が認証を受けた後、2018年2法人、2019年2法人、2020年4法人、2021年8法人の計22法人がこの認証を受けている（서울시복지재단2022：7）。

(2) 認証制度の内容

認証制度の内容等について、『2022年社会福祉施設運営法人認証案内書』（서울시복지재단2022）によって確認していく。2022年度の基準によると、認証の対象は2020年12月31日以前に設立され、主たる事務所がソウル市にあり、ソウル市にある社会福祉施設を運営している社会福祉法人である。なお、認証費用は無料であり、法人負担はない。

認証を希望する法人は、ソウル市の自治区を通じて申請し、自治区が申請要件を確認する。その後、認定審査は、実務を担当するソウル市福祉財団と認定審査委員（2人1組または3人一組）が認定指標に基づいて書類審査と現地訪問を行った後、ソウル市、ソウル市福祉財団、審査委員会で審議を行い、適合した場合はソウル市から認証書が発給される。認証期間は5年間であるが、認証の2年後に事項が順守されているかの点検が実施される。

認証をうけるメリットとしては、まず、社会福祉施設委託法人選定時の加算点（5点）がある。ソウル市ではほとんどの社会福祉施設が「公設民営」で運営されており、委託法人はプロポーザル



図1 社会福祉施設運営法人認証看板

出典：서울시복지재단（2021）「21년 서울시 법인인증 사업안내」P1

方式で選定されることから、加算点がつくと選定に有利に働くこととなる。続いて、社会福祉施設受託運営法人の法人負担金の納入負担緩和がある。韓国の場合、前述のとおり、公設民営方式の場合には受託法人施設運営経費を負担する必要があるが、認証法人の場合は、ソウル市立の社会福祉施設を受託運営する際の審査において、法人転入金関連指標の点数調整が行われる。また、法人転入金がない場合でも、相当する基準の基本点数を保障するとしている。

この他は、法人事務局の国内外研修支援、認証証および認証看板（図1）の給付、3年に1度実施される定期指導監督1回免除、優秀運営法人の事例発表もメリットとして付与されている。

(3) 認証指標

2022年の認証指標は、基本指標と力量指標の2分野、運営安全性、運営透明性、専門性、責任性の4領域に関する19の細部指標（71項目、15必須項目）により構成され、各項目で70%以上の得点および全体で57点中46点と80%以上の得点を獲得する必要がある。

認証指標の詳細は、表5に示すとおりである。これを見ると、基本指標Ⅰ「運用安全性については、法令に則って着実に運営されているかどうか」に主眼がおかれており、Ⅱ「運営透明性」については、会計処理の適正性を主として確認している。特に後援金に関しては1項目を使っており、後援金の管理に透明性が強く求められている。力量指標は、ミッションに基づいた計画的な運営と傘下施設への指導力を問う項目が多い。

表5 ソウル市社会福祉施設運営法人認証制度評価指標

〈1基本指標〉

I. 運用安全性
1. 法人事務局の運営安全性
1-1. 法人事務局は独立し、安全的に運営している
法人事務局の事務所は、主事務所が独立している（必須項目）
法人所属の常勤役員は法人事務所内に常駐しており、傘下施設長および従事者と兼職してはいない
主事務所登記、副事務所登記、事務所移転登記、変更登記がされている
2. 社会福祉事業と定款目的事業の適合度
2-1. 法人の定款は法に明示してある事項に従い適切な順序で移管され、現行法令に適合するように改定がされている
定款変更時は適切な順序で移行され、登記がされている（必須項目）
定款は法に明示してある事項をすべて含んでいる
2-2. 法人の定款に記載してある目的事業は実際に遂行され、事業実績がある
法人は定款上記載してある目的事業の他の事業は遂行していない（必須項目）
法人は定款上記載してある目的事業の60%以上を遂行している
法人は定款上社会福祉施設を運営することに適合し、事業実績がある
2-3. 法人は主務官庁の承認を受けた収益事業を遂行し、生じた収益は法人または法人傘下施設の運営外の目的には使用してはいない
法人は設立目的の遂行に支障がない範囲で、主務官庁の承認を受けた収益事業を遂行している（必須項目）
法人は収益事業で生じた収益を法人又は法人が設置した社会福祉施設の運営外の目的で使用してはいない
3. 理事会構成と活動の適合度
3-1. 法人は法令を遵守して役員を任命し役員の欠員がなく連続性を維持している
理事は法人の設置した社会福祉施設の長を除き、その施設の職員と兼職することはできない（必須項目）
役員任命時、主務官庁に報告をしている
役員任命などに関する事項が法令を遵守し、定款に含まれている
2か月以内に役員の欠員がなく連続性を維持している
3-2. 法人は理事会の構成が適合し、会議録作成と公開をしている
代表理事を含む7人以上であり、監査は2名以上である（必須項目）
理事定数の3分の1以上が外部推薦理事である（必須項目）
特別な関係がある者は理事現員の5分の1を超えることはできない
直前3会計年度の歳入金額（基本財産および出捐金除外）平均が30億ウォン以上の法人は監事のうち1名は主務官庁の推薦を受けた監査を選任している
理事会会議録は、出席役員全員が捺印し、その会議録が2枚以上の場合は割印がしてある
理事会会議録は保管されている
理事会会議録は公開されている
3-3. 法人の理事会招集手順を遵守し、決議要件も遵守している

理事会を招集する場合、会の7日前に会議目的を具体的に適時に役員に通知する（必須項目）
理事会決議要件、決議方法などに関する事項を遵守している
議決権の代理行為、署名行為は行われていない
II 運営透明性
4. 会計
4-1. 法人の会計管理は法的基準を遵守している
国税庁の開示・届出・報告義務に従い決算資料を開示し、公益法人としての税務協力義務を遵守している。（必須項目）
歳入、歳出（追加予算含む）の編成および決定手続きが「社会福祉法人および施設財務会計規則」（以下規則という。）第10条によってなされている。（必須項目）
予算適用が規則第16条に従ってなされている
決算報告書を作成し、規則第19条に従って主務官庁に提出し公告している
予算および決算の添付書類は規則第11条および第20条に従って添付されている
4-2. 法人は法人会計と施設会計を区分し、目的事業会計と収益事業会計を区分するなど、会計の透明性を担保している
法人会計と施設会計が区分されており、法人会計は目的事業会計と収益事業会計と区分されている（必須項目）
規則第24条に従って、1. 現金出納簿総計、2. 総勘定元帳、3. 財産台帳、4. 備品管理台帳を作成し、備えつけている（必須項目）
支出は常用の経費または少額の経費支出を除き、預金通帳または電子文書および電子取り引き基本法第2条5号にともなう電子取り引きで行われている
現金出納帳は全額が預金通帳全額と一致している
帳簿、証明書、預金通帳一致の原則がよく守られている。
4-3. 法人は法的基準に従って、透明で体系的に後援金を管理している
後援金収入および使用結果報告書は法人掲示板かインターネットホームページで公開している（必須項目）
規則第19条および第20条に従って決算報告書提出時、後援金収入および使用結果報告書を主務官庁へ提出している（必須項目）
非指定後援金使用については保健福祉部の非指定後援金使用基準を遵守している
「所得税法施行規則」第101条第20号の2または「法人税法施行規則」第82条第7項第3号の3で定めた規則に従い、後援金領収証を発給し、領収証発給目録を別途帳簿で作成、備え付けている
年1回以上後援金の収入および使用内容を後援金を出した法人・団体・個人に通報（法人の発行した定期刊行物あるいは広報誌などを利用するのも可能）している
法人および施設別の後援金専用口座を区分し、使用している
後援金を通じ調整した資金を施設転出金として転出する場合、‘施設転出金（後援金）’目で転出している。
すべての後援金の収入および支出は、後援金専用口座を通じて処理している
5. 基本財産管理
5-1. 法人の法的基準に従い財産および負債を管理し、変動時は主務官庁へ報告している
基本財産取得および処分（売却・贈与・交換・賃貸・担保提供または、用途変更時）定款変更で移行し、主務官庁へ許可を得ている（必須項目）
財産は保健福祉部令で定めたとおり基本財産と普通財産に区分されており、基本財産はその総額と価格を定款に明示している

法人の買収、寄附・後援・補助金支援などの方法で財産を取得した時は、遅滞なしにこれを法人の財産に編入し、その取得理由、取得財産の種類・数量および価額を毎年主務官庁に報告する
1年以上の長期借入れ金総額が基本財産総額で、借入当時の負債総額を控除した金額の100分の5に相当する金額以上を借入れる場合は、主務官庁の許可を受ける

〈2 力量指標〉

Ⅲ. 専門性
6. 法人の運営体系
6-1. 法人は体系的で戦略的に運営している
法人はミッションとビジョン、設立目的を明示している
法人のミッションとビジョン、設立目的を反映した中長期運営戦略（計画）を策定している
法人は年県計画を具体的に策定し、定期的に評価している
7. 福祉専門性強化努力
7-1. 法人は福祉専門性を強化する努力をしている
法人理事会は2人以上の社会福祉専門家が参加している
法人の役職員を対象とした力量強化支援を実施している
法人の役職員及び傘下職員を対象に、法人のミッションとビジョンを一緒に共有している
8. 利害関係者との協力
8-1. 法人は多様な支援を開発し、公共、民間領域との交流を活発に行っている
公共または民間領域など多様な主体との交流・協力を行っている
法人は資源を開発するための努力をしている
法人は資源を活用するための努力をしている（法人自己事業の新設、拡大など）
9. 人的資源管理
9-1. 法人は規定と基準により、職員を採用し運営している。
職員任命に関する規定がある
人事委員会構成、経歴者照会、欠格者確認がある
職員の人事を含む、報酬規程が準備されている。
従事者が法令の資格要件を備えている
職員採用時公開採用の原則を遵守している
Ⅳ. 責任性
10. 運営施設に関する支援
10-1. 法人は傘下施設に対する安全管理をしている
法人は傘下運営施設の安全点検を実施するか、その結果報告を受けている（半期1回）
法人と傘下運営施設の非常連絡体系が構成されている

10-2. 法人は傘下施設の組織力量強化に対する努力を行っている
法人傘下の社会福祉施設の自治体指導、点検について結果報告を受けている
法人傘下施設の職員（施設長含む）を対象に、力量強化のための教育を支援している
法人は傘下施設の年間事業評価を実施するかその結果報告を受けている
10-3. 法人は傘下施設の運営と関連した転出金を履行している
法人は自らの計画により、直営施設に対する法人転出金負担計画がある際に履行している
法人は施設の受委託約定に対する計画に従い、法人転出金負担計画がある際に、履行している
11. 倫理経営
11-1. 法人は倫理経営のための努力を行っている。
法人は倫理経営のための倫理綱領や倫理指針を作成している。
法人の倫理性確保のための自己努力がある
去る5年間法人役員から施設従事者に至るまで、倫理問題で社会的物議をかもした場合に関連法令および規定に合わせて適切に対処した(物議をかもしなかったとしても関連規定および内部文書に対処方案に対する内容があるかを確認する)。
法人は傘下施設の職員の人権と施設利用者の人権保護のために努力している

出典：「2022 사회복지시설 운영 법인인증사업 안내서」(2022) 서울사회복지재단 pp20-40より筆者作成

(4) 認証された社会福祉法人の概要

2022年8月までに本制度の認証を受けた社会福祉法人は22法人であり、その概要を表6に示す。法人事業についてはホームページを閲覧して事業内容を確認した。ただし、ハンジュ財団とチョンへ福祉財団は、法人のホームページへのアクセスができず、概要を把握できていない。

これら認証を受けた社会福祉法人のほとんどは、複数施設の運営を行っている。また、複数の福祉分野にまたがった事業を行っている法人も多く、施

設運営だけでなく、海外支援などの独自事業についても積極的な法人もある。

例えば、2017年に認証をうけた「オリニ財団」を見ると、収入支出ともには2,271億5,550万9,195ウォンと、韓国でも最大規模の社会福祉法人の一つであり、その77%を国内事業、7.7%を海外事業に使っている。また、収入については後援金が1,707億3,337万5,796ウォンと75.2%、補助金は14.7%となっており（어린이재단2022：50-51）、後援金の比率が圧倒的に高い。

表6 ソウル市社会福祉施設運営認証法人一覧(2022年7月末現在)

認証年度	法人名	事業の概要	
1	サレジオ修道女会	全国で保育所、児童福祉、女性福祉、脱北者支援施設など17施設運営	
2	オリニ財団	21の地域本部あり。総合福祉館7 家庭委託支援センター7 児童虐待専門機関7 児童養護センター7 特化事業機関5 この他海外事業展開も行う	
3	2017	オンヌリ福祉財団	児童、老人、青少年の分野において、ソウル市と京畿道で14施設運営
4	ハナ金融公益財団	老人分野で在宅サービス1、保育所2を運営	
5	韓国奉仕会	社会福祉館など5施設運営 この他老人デイケアセンター、保育所なども展開	
6	ヨンラク社会福祉財団	老人、児童、母子支援、障害者など13施設運営	
7	2018	東方社会福祉会	社会福祉館2、児童福祉、養子縁組、未婚の母支援、特殊教育事業。海外支援
8	ミラル福祉財団	10の地域本部あり。障害者事業40施設。老人6施設。地域支援7。児童センター・保育所7、海外支援	

9	2019	イーランド福祉財団	全国10か所で老人福祉館運営
10		※ハンジュ財団	法人ホームページにアクセスできず未確認
11	2020	ドンチョン学院	児童施設、保育所、障害者施設など10施設運営
12		ユリンボウンドンサン	総合社会福祉館、障害者、児童、老人など17施設施設運営
13		韓国老人福祉会	老人福祉センター 1、老人支援事業を全国展開。海外支援展開
14		ファミピア (2021.8～ユニワールドへ変更)	社会福祉館、老人デイケアセンター 2、保育所など。海外支援事業展開。
15	2021	ハヌリ精神健康福祉財団	精神障害者施設を中心に野宿者施設など19施設運営。仁川にも展開。
16		聖ヨハン福祉会	障害者福祉館、知的障害者グループホームなど6施設運営
17		※チョンヘ福祉財団	※法人ホームページにアクセスできず未確認
18		愛の力	児童教育福祉センター、多文化家族支援、青少年支援
19		カンリハ テファ福祉財団	家族・地域社会、児童・青少年、老人、障害者分野で全国で8ヶ所の機関運営と15ヶ所の施設運営。海外支援も行う
20		ソウル市鐘路区社会福祉協議会	フードバンクセンター、保育所 5 地域ネットワーク形成支援
21		キョナム財団	知的障害者特別支援学校はじめ、8施設を運営
22		共にある財団	障害者職業センター、脱北者支援センター、グッドウィルストアなど13施設運営

出典：各社会福祉法人ホームページから筆者作成

※印は、ホームページの閲覧ができなかったため情報収集ができていない

IV 考察

本稿では、韓国の社会福祉法人とその評価制度について述べてきたが、以下の三点が明らかとなった。

第一は、社会福祉法人制度についてである。韓国では、国家による社会福祉がほとんど行われなかった時代から、個人の善意や外援助機関の支援によって、民間による社会福祉実践活動が行われてきた。1970年の社会福祉事業法の制定により社会福祉法人が創設されたが、国等の支援は十分ではなく、社会福祉法人自身が資金調達を行って運営してきた。2000年代以降、社会福祉サービスの拡大とともに社会福祉法人の数も増加したが、法人本部の運営経費に対する補助はなく、法人が自己調達する必要があるため、現在でも社会福祉法人経営には後援金が重要な役割を果たしている。

だが、韓国では社会福祉法人のみならず、他法人や個人との競争が発生しており、社会福祉法人優遇の指摘や公共性の強化が求められる中で、公的第3セクターである社会サービス院という新たな運営主体が登場し、経営環境が厳しさを増している現状にある。

第二は評価制度の意義と課題についてである。韓国においては、いくつかの「社会福祉施設評価」制度が存在するが、その評価指標は「望ましい水準」を客観的に示しており、優秀施設にはインセンティブを与えることで、望ましい水準への到達すなわち質の向上を促進している。つまり、評価制度は事業運営の適正化とサービスの質の向上にその意義があると言えよう。

特に、本稿で取り上げたソウル市の「社会福祉施設運営法人認証制度」については、法令遵守、会計、特に後援金の透明性、傘下施設への指導力を強調した評価項目であり、法人本部の運営体制が確立しているかを問うていた。韓国の社会福祉施設運営には、前述したように「後援金」が欠かせないが、運営体制が確立した社会福祉法人に対し、「認証」といういわば「お墨付き」を与えることで、不信感を払拭して後援金を集めやすくし、安定的な事業展開につなげていく意義もあると考えられる。

だが一方で、認証制度の課題もある。まず、評価の項目は細かく決まっているが、運営体制の整備に関するものがほとんどであり、法人の事業成果に対する評価項目はほとんどない。

また、ソウル市に312ある社会福祉法人のうち

22法人しか認証を受けていないということは、制度自体が普及してはいないことを示している。義務的な評価制度が他にある中で、自主的に更なる評価を受けるということは大きな負担であり、そもそも事務局が機能している法人でなければ、認証を受けるという入り口にもたどり着かない。優秀法人を評価するという本制度とは矛盾する面もあるが、社会福祉法人の全体的な底上げを図るといふ観点であるならば、評価基準や項目の見直しを行い、受審し易くすることも必要ではないだろうか。

第三は社会福祉法人経営の方向性についてである。認証制度はソウル市に限定したものであり、一般化することはできないが、認証を受けた法人にはいくつかの特徴があり、今後の社会福祉法人の経営の方向性も示唆される。認証を受けた法人の多くは、複数分野にまたがる複数施設を多角的に運営するほか、ソウル市のみならず、全国展開あるいは海外展開を行っている法人も複数あった。ここからは、今後の社会福祉法人経営に「多角化」、「大規模化」が指向されることが推察できる。そして、多角化や大規模化を進展させるには、各施設や事業を統括および資金調達のみならず、法人本部が十分に役割を果たすことは必須である。そういった意味においても、ソウル市の社会福祉施設認証制度は、今後目指すべき社会福祉法人の運営体制や法人本部の役割についての基準を示したものとみえるであろう。

本稿は、韓国の社会福祉法人と評価制度について考察したが、コロナ禍で渡韓できず、個々の法人における実態について資料収集ができなかった。また、韓国の社会福祉法人経営には「後援金」の存在が大きいことも明らかになったが、その実態が十分につかめていない。今後は、韓国の社会福祉法人について、資金調達の方法や実態について研究を進めていきたい。

〈引用文献〉

보건복지부 (2022). 2022 사회복지법인 관리안내
보건복지부·중앙사회서비스원 (2022). 2022년도 사회복지시설평가 (노인복지관) 평가지침
保健社会部社会保障審議會 (1974). 우리나라 사회

福祉施設の 育成 및 運営改善에 関한小考
중앙사회서비스원 기별평가추진현황 http://www.w4c.go.kr/favl/intro/evaluationState_new.do 2022年8月9日閲覧
중앙사회서비스원 시도사회서비스원현황 <https://kcpass.or.kr/social-servicecenter-introduction-state> 2022年8月25日閲覧
동방사회복지회 <https://www.eastern.or.kr/index> 2022年8月25日閲覧
동청학원 <http://www.dongchun.or.kr/> 2022年8月25日閲覧
이랜드복지재단 <https://www.elandcsr.or.kr/CSRIntroduce/CSRBusiness> 2022年8月25日閲覧
고경환·이상신·노연희·최요한·백승진·우민희 『사회복지법인의 재정운용실태와 제도개선 방안』 (2015). 한국보건사회연구원
하나금융공익재단2022년 <http://hanafoundation.or.kr/> 8月25日閲覧
한국봉사회 <http://hanbong.or.kr/> 2022年8月25日閲覧
한국노인복지회 <https://www.helpage.or.kr/> 2022年8月25日閲覧
한국사회복지협의회 (2012). 『복지한국을 향한 위대한 여정 한국사회복지협의회 60년사』
한울정신건강복지재단 <http://hanwool.org/> 2022年8月25日閲覧
함께하는재단 <https://www.togethergoodwill.org:19162/about/org.php> 2022年8月25日閲覧
洪シネ (2019). 韓国の老人長期療養保險制度における営利化政策の実質的变化—介護施設の運営状況に関する実態分析から—, 医療福祉政策研究 2 (1), pp.87-111
국만건강보험공단 (2021). 2020노인장기요양보험 통계연보
국만건강보험공단 (2021). 2021년 장기요양기관시설 급여 (노인요양시설) 평가매니얼
감리회태화복지재단 <https://taiwhafound.org/foundationintro> 2022年8月25日閲覧
KBS 뉴스 장애인거주사에서 사회복지사가 폭력 2022年8月19日閲覧 <https://news.kbs.co.kr/news/view.do?ncd=5535059&ref=A>
김진우 (2014). 사회복지법인의 역사와 미래정

- 망, 2014한국사회복지학회 춘계학술대회 자료집, pp.5-22
- 김영종 (2018). 사회복지법인 제도의 형성과 변천에 관한 연구, 한국사회복지학 Korean Journal of Social Welfare, 70 (4), pp.69-92
- 교남재단 <http://www.kyonam.org/sub01/01.php> 2022년 8월 25일閲覽
- 羅珉京 (2012). 福祉市場化における社会福祉法人の役割—韓国老人長期療養保険制度下の現状と課題を中心に, 地域福祉研究, 40, pp.78-88
- 밀양복지재단 <https://www.miral.org/intro/about.asp#none> 2022년 8월 25일閲覽
- 西下彰俊 (2022). 韓国における介護の質に関する定期評価及び昼・夜間保護サービス提供の研究—介護サービス供給の法的基盤との関連で—, 東京女子大学社会学年報, 10, pp.1-25
- 은누리복지재단 http://www.onnuriwelfare.or.kr/03_care/care_0501.html 2022년 8월 25일閲覽
- 어린이재단 (2022). 어린이재단2021사업보고서
- 어린이재단 <https://www.childfund.or.kr/main.do> 2022년 8월 5일閲覽
- 사랑의힘 <https://www.powerlove.or.kr/> 2022년 8월 27일閲覽
- 살레시오수녀회 <http://www.youthwelfare.or.kr/> 2022년 8월 23일閲覽
- 서울특별시종로구사회복지협의회 <http://www.jcsw1.or.kr/2021/main/main.php> 2022년 8월 30일閲覽
- 서울시 (2021). 사회복지법인 운영·실무
- 서울시 「서울형 어르신돌봄시설 좋은돌봄인증제」 <https://news.seoul.go.kr/welfare/archives/50498> 2022년 8월 30일閲覽
- 서울시복지재단 (2021). 21년 서울시 법인인증 사업 안내
- 서울시복지재단 (2022). 사회복지시설 운영 법인인증 사업 안내서
- 서울특별시사회복지협의회 (2017). 서울의 사회복지 역사연구
- 성요한복지회 <https://www.seouljog.org/> 2022년 8월 25일閲覽
- 高橋明美 (2019). 韓国高齢者福祉の最新動向—ソウル特別市を中心に, 明治学院大学社会学部附属研究所年報, 49, pp.103-115
- 高橋明美 (2020). 韓国における養老院の展開, 明治学院大学社会学・社会福祉学研究, 154, pp.31-40
- 高橋明美 (2021). 韓国における「社会サービス院」設立と運営に関する一考察, 明治学院大学社会学部附属研究所年報, 51, pp.65-77
- 영락사회복지재단 <http://www.ynswf.co.kr/main/> 2022년 8월 25일閲覽
- 윤희숙 (2017). 사회복지법인 인증 제도 도입방안 연구, 2017한국사회복지행정학회 학술대회 자료집, pp.215-239
- 유니월드 <http://uniworldwf.org/aboutus/aboutus1.asp> 2022년 8월 25일閲覽
- 유린보은동산 <https://blog.daum.net/tkawjddnjs27/8500> 2022년 8월 25일閲覽

(2022.9.26受稿, 2022.10.20受理)